



# マイナンバー制度がはじまります

平成27年10月以降に国民一人ひとりに「通知カード」によりマイナンバー(個人番号)が通知されます。

問い合わせ 総務課(名寄庁舎3階) ☎01654③2111(内線3320)

## 1 マイナンバーって何?

マイナンバーとは生涯変わらない12桁の番号で、住民票がある全ての方に割り振られます。

国や市などが持つ個人情報を、行政機関がマイナンバーで確認できるので、窓口での手続きが一部省けるようになります。

### マイナンバーで暮らしがより便利に

- 税や福祉などの手続きで提出する書類が減ります。
- 平成29年以降、社会保険料の支払い状況などが自分で確認できます。

## 2 マイナンバーはいつ分かるの?

10月以降に住民票の住所に届く「通知カード」で分かります。

通知カードは、マイナンバーを証明するもので、世帯主宛てに郵送されます。

マイナンバーを記載する手続きなどに使いますので、大切に保管してください。



▲通知カード

## 3 どんなときに使うの?

平成28年1月から、社会保障や確定申告などの税金の手続きで、提出書類にマイナンバーを記載することになります。

また、勤務先や保険会社などでの手続きで必要になることもあります。

### こんな手続きでマイナンバーが必要になります

- 「市役所」での児童手当現況届の提出など
- 「勤務先」での年末調整など
- 「保険会社」での医療保険金の請求など

## 4 事業者の方へ

事業者の方も、年末調整や健康保険などの手続きで、従業員やその扶養者のマイナンバーを取り扱うことになります。

マイナンバーを記録した書類は、鍵付きの書庫で保管するなどして安全に管理してください。

## 5 個人番号カードって?

個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用できるカードです。

カードを手に入れるには、申し込みが必要です(通知カードと一緒に届く申請書と写真を用意)。平成28年1月以降に市民課市民年金係で交付されます。※通知カードと同封の返信用封筒または書類に記載されたURLから申請できます。

※交付手数料は無料です。(再発行等の場合を除く)



▲個人番号カード(表面)



▲個人番号カード(裏面)

## 6 通知カードや個人番号カードをなくしたらどうすれば良い?

速やかに市民課市民年金係(名寄庁舎1階・☎01654③2111 内線3111)にご連絡ください。※いずれのカードも再発行は有料です。

## 7 通知カードなどの記載内容が変わったらどうするの?

住所や氏名が変わった場合は、市民課市民年金係でカードの記載内容の変更が必要です。

変更があった日から14日以内に申請してください。

## 8 制度に便乗した詐欺に注意!

行政機関をかたった不正な勧誘や口座番号など個人情報の聞き出しにご注意ください。

「詐欺かな?」と思ったら、警察に相談してください。

## 9 そのほか不明な点は

内閣府ナビダイヤル

☎0570-20-0178

- ・平日 9時30分~22時00分
- ・土日祝日 9時30分~17時30分

HP<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>